

カントにおける人格概念

石橋, 孝明

<https://doi.org/10.15017/1397658>

出版情報 : 哲学論文集. 18, pp.109-115, 1982-09-20. 九州大学哲学会
バージョン :
権利関係 :

研究ノート

カントにおける人格概念

カントにおける人格概念

カントの倫理想において、最も重要であるのは、その道徳法則と人格とについての思索である。我々は先の論文で、カントの道徳法則について、就中、意志の自律の原理を中心に考察した。しかしながら、ここでは人格概念については充分取り扱いきれなかった。そこで、我々のここでの課題は、カントが人格をどのように捉え、そしてその人格概念に即して人格の個性がどのように語られるか、を明示することである。そして、このことは次のようなシェーラーの批判に対し答えることである。即ち、カントの人格は「理性人格」(Vernunftperson)であって、これは既に実質的な想定、即ち「人格は根本において理性的な即ち理念的な法則に従う作用活動のそのつどの論理的主体に他ならない」ということを前提している。つまり、人格の本質がまず示されて、次にそ

の本質に属するものとしての理性活動が示されるのではなく、人格存在は実践的なものとしての合法的な理性活動の何らか或るXである。このように、理性人格は理性活動の論理的主体としてすべての具体的な人格に一樣に帰属するのであるから、「個性的人格」(individuelle Person)としての人格は形容矛盾となる。つまり、「人間は人格であることのみではいかなる点においても區別され得ない」。しかし、このことは「あらゆる有限な人格は個体(Individuum)であり、人格そのものとして個体である——彼の特殊な(外的および内的)体験内容、即ち彼が考え意志し感じる等等的のものによつてはじめて、また彼が我がものとしている身体(その空間充実等々)によつてはじめてそうなのではない——という本質連関」に矛盾する。このようにシェーラーは批判する。⁽²⁾

石 橋 孝 明

では、カントの人格概念は、シェーラーの言うように理性活動の論理的主体であって、個性的人格であることを排除するのであるか。そして、仮に、人格の個性が認められるとすれば、「彼の特異な」外的および内的「体験内容」或いは「身体」によってであろうか。このようなシェーラーの批判を念頭におきながら、我々はカントの人格概念についての考察を進めていこう。

カントは人格について次のように語る。「理性的存在者は、その本性がそれを既に目的自体 (Zweck an sich selbst) として、即ち単に手段として使用されてはならない、或るものとして……特徴づけるため、人格と名づけられる」(Gr., S. 51)⁽⁴⁾。それ故、「人間及び一般にすべての理性的存在者は目的自体として存在し、あれこれの意志にとつての任意な使用の手段としてのみ存在するのではなく、自分自身並びに他の理性的存在者に向けられたあらゆる行為において、常に同時に目的として見做されねばならない」(Gr., S. 50)のである。そして、カントによれば、目的自体とは「すべての可能な目的の主体そのもの」(Gr., S. 61)である。このように、理性的存在者は目的自体であるが故に、人格と呼ばれ、あらゆる行為において常に同時に目的として見做されねばならないのである。しかるに、カントによれば、理性的存在者が目的自体であるのは、その本性によってである。従って、その本性とは何かが問われねばならない。

カントは次のように言う。「目的自体としてのすべての理性的

存在者は、一切の法則に関して、……自らを同時に普遍的に立法するものとして見做し得なければならぬ。何故なら彼の格率の普遍的立法へのこの適合性がまさに彼を目的自体として特徴づけるからである」(Gr., S. 52)。「人間は、そして彼と共にすべての理性的被造物は目的自体である。つまり、彼は彼の自由の自律 (Autonomie seiner Freiheit) によって、神聖である道德法則 (moralisches Gesetz) の主体である」(K. d. p. V., S. 102)⁽⁵⁾。それ故、自由の自律が理性的存在者を目的自体として特徴づけるのであるから、理性的存在者の本性とは、自由の自律である。そして、この自由の自律とは、理性的存在者が普遍的に立法することであるから、「普遍的に立法する意志 (Der allgemein gesetzgebende Wille)」(Gr., S. 54, Vgl. K. d. p. V., S. 37) が理性的存在者の本性である。そして、この本性は自然法則に従う「物件」(Sache)と見做される理性的存在者の本性、即ち「感性的本性」(sinnliche Natur)と区別され、道德法則に従う理性的存在者の本性、即ち「超感性的本性」(übersinnliche Natur)とされる⁽⁶⁾。カントは、この超感性的本性を、人格 (理性的存在者) を人格として特徴づけている「人格性」(Persönlichkeit)と呼ぶ。こうして、カントは、理性的存在者が目的自体として人格と名づけられるのは、その本性である「普遍的に立法する意志」、即ち人格性の故であるとす。「普遍的に立法する意志」は、いかなるものにも制約されず自分自身に普遍的法則を与えながら、その法

則に従う意志のことである。⁽⁷⁾そこで、カントは人格性を定義して、「独特な、つまり自己自身の理性によって与えられた純粹な実践的法則に従う存在者の能力」(K. d. p. V., S. 101)であると言う。ところで、我々は感性的に觸発される有限な理性的存在者である。つまり、有限な理性的存在者の有限性とは、その全存在についての満足が欠如 (bedürftig) しており、従ってそれを欲求する (bedürfen) ことを示すのであるから、「感性的に」(pathologisch) 觸発される我々有限な理性的存在者が、感性によって対象の表象を感覚し、その感覚に基づいて対象を欲求する、即ち「欲求能力の感覚への依存 (Gr., S. 38Anm.) である「傾向性」(Neigung) に基づいて対象を欲求するのである。そして、そのような対象を欲求する意志の主観的原理が「格率」(Maxime) であるから、我々有限な理性的存在者は格率を通してのみ行為を意欲し得る。そこで、純粹な実践的法則 (道徳法則) は、「意志がその格率によって自身自身を同時に普遍的に立法するものとして見做し得るようになる行為せよ」(Gr., S. 57)、或いは「汝の意志の格率が常に同時に普遍的立法の原理として妥当し得るように行為せよ」(K. d. p. V., S. 36) と表現される。すると、「普遍的に立法する意志」によってこのような法則の主体であることが、理性的存在者を人格として特徴づけているのであるから、カントにおいて、人格とは、格率が普遍的法則となることを意志し、その法則に従って行為することを意志し得る理性的な存在者であると言える。

それ故、カントの人格概念は、シェーラーの言うように理性活動の論理的主体であるのではなく、格率が普遍的法則となることを意志するという「普遍的に立法する意志」をその核心とする。つまり、シェーラーにおいては、カントの人格概念が「理性的な即ち理念的な法則に従う作用活動のそのつどの論理的主体」として捉えられており、そして、この時の理性的な法則の一つであるカントの道徳法則が要求していることは、「目的定立において矛盾をさげること」であるか「意欲の一貫性を守ること」であり、従って「カントの道徳法則は根本において意欲の領域にとつての同一律と矛盾律にすぎない」と語られる。⁽⁸⁾それ故、シェーラーにおいては、カントの人格概念が同一律と矛盾律に従う理性活動の論理的主体として捉えられているのである。しかしながら、我々の考察が示すように、カントの人格概念はこのような論理的な思惟作用をする主体ではない。カントの人格は、思惟作用、論理的レベルにあるのではなく、「普遍的に立法する意志」という意志のレベルにあるのである。⁽⁹⁾

では、このような人格概念に即して、人格の個性はどのように語られるのであろうか。理性的存在者はその人格性故に目的自体であることにおいては何ら個人的差異はない。目的自体に関しては、「人間は自分自身の存在を必然的にこのようなものとして考えている。……他のすべての理性的存在者もまた、私に妥当するのと同じの理性根拠に従って、彼の存在をこのようなものとして

考えている」(Gr. S. 51f.)のである。従って、理性的存在者(人格)は、その人格性に注目すれば、普遍的で無差別であると言える。それ故、この意味では、シェーラーの言うように「人間は人格であることのみではいかなる点においても区別され得ない」。すると、人格がこのように普遍的であるとすれば、人格の個性は語れず、個性的人格を排除してしまうのであろうか。我々はそうではないと主張したい。それ故、我々は次にそのことを示そう。

有限な理性的存在者が人格として特徴づけられるのは、その自由の自律によって道徳法則の主体であるからであった。そして、この道徳法則は、「汝の意志の格率が普遍的法則となり得るように行為せよ」と表現される¹²⁾。それ故、道徳法則は格率が普遍的法則となり得ることを命令しているのであって、その格率に基づく個々の具体的な行為に關しては何も命令していないのである。従って、我々は道徳法則によって制約された格率に基づく具体的な行為の多様性を認め得る。即ち、「倫理学は、行為に対して法則を与えるのではなくて、……ただ行為の格率に対して法則を与える」(M. d. S. S. 229)のであるから、「法則が行為の格率のみを命令し得て、行為そのものを命令し得ないとすれば、これは法則が自由な執意(Wilktun)に対して遵奉の余地(Spielraum)を委ねる……というしるしである」(M. d. S. S. 229f.)¹³⁾。例えば、我は才能(自然的素質(Naturanlage))を開発する格率が普遍的法則となることを意志し、その法則に従って行為することを意志

し得る。しかるに、格率の「実質」(Materie) (目的)とされる才能の開発は多様性を含み得る。それ故、この普遍的法則となり得る格率に基づく行為の具体化は多様性を含み得る。そこで、「人は修養(自己の悟性能力の、即ち知識或いは技能における拡張或いは修正)においてどれほど進むべきかを、いかなる理性原理も明確に想定しない、また、人々が入り得る境遇の差異は、彼が自己の才能をそのために開拓すべき仕事の種類の選択を任意的にする。——それ故、ここでは行為に対するいかなる理性の法則も存在するのではなく、単に行為の格率に対する法則が存在する」(M. d. S. S. 233)と言われる。こうして、才能を開発せよという「義務」(Pflicht)¹⁴⁾は、この義務を遂行する各々の理性的存在者にとって多様な行為を許すのであるから、この義務に基づく理性的存在者の多様なあり方が認められる。すると、各々の個性的存在者は、義務であるが故に自己の自然的素質(才能)を開発することに於いて、それぞれそのあるところのものになると言える。それ故、各々の人格は道徳法則の制約のもとに人格の個性、即ちその人格の格らしさを実現し得る。従って、カントにおける人格概念は、人格の個性を排除しない。

このことを、目的概念(格率の実質)に即して考察すれば、次のように言える。理性的存在者は、「すべての可能な目的の主体そのもの」として目的自体であり、それ故人格と呼ばれる。従って、理性的存在者は、それぞれ目的を指定し、それを実現するこ

とよって人格たり得る。そして、ここでの目的は、傾向性に基づいて措定されたものではなく、格率が法則となり得るような格率のもつ実質である。それ故、各々の人格は、法則の制約のもとに個体妥当的な目的を措定しそれを実現することによって、個人的人格たり得ると言える。

我々は、人格の個性を才能を開発せよという義務に即して考察したのであるが、このことはまた、他の諸義務、自己の生命を保存せよ、うそをつくな、他者の幸福を促進せよという義務に即しても言える。道徳法則は行為の格率のみを命令するのであるから、この行為の格率（義務）に基づく行為の具体化は各々の人格に委ねられる。自己の生命を保存せよという義務の場合、各々の人格にとつて生命の保存の仕方は多様であり得る。その仕方は、他の義務との関連で、例えば才能の開発の義務等との関連で語られるのであるが、どのように自己の生命を保存するかは、各々の人格に委ねられる。また、うそをつくなという義務の場合も、この義務に反しない限りで真実を語る自由の余地が各々の人格に委ねられる。さらに、他者の幸福を促進せよという義務の場合も、どのように他者の幸福を促進するかは、各々の人格に委ねられるのである。¹⁵ それ故、これらの場合においても、各々の人格は義務に基づいてその人格の格らしさを表現し得ると言える。

こうして、カントの人格概念は、その人格性に注目する限り、普遍的であるのであるが、この普遍性は、人格の多様性を排除せ

ず、人格概念を空虚なものにしない。一般に、概念は、それが普遍的であればあるほど多様性を排除し、空虚なものとなる。しかしながら、人格概念の普遍性は、このような概念のピラミッドにおいて考えられるそのように捉えられてはならない。

また、シェラーの言うように、カントにおいて、人格の個性が、人格の特殊な偶然的な体験内容、或いは身体によって認められているのではない。このように考えることは、人格の個性を捉えることではなくて、人格を物件とするだけである。つまり、カントに即して考察すれば、特殊な偶然的な体験内容或いは身体は有限な理性的存在者の感性的本性を示すものであって、その限り、それら体験内容、身体は有限な理性的存在者を自然法則に従う物件として区別する。しかしながら、このような区別は、すべての自然の事物についても語られることであり、人格の個性については何も明らかにしない。カントは、人格を道徳法則の主体として捉え、各々の人格がその格率を普遍的法則となし得るということにおいて、従って、普遍性へと開かれた格率（義務）に基づいて個々の具体的な行為をするということにおいて、個人的な人格の可能性をみていたと言える。

我々のこのようなカントの人格概念、並びに人格の個性についての考察は、カントが「基礎づけ」で語る「目的の国」についての理解を深めてくれるであろう。それ故、次に「目的の国」について考察しておく。

すべての理性的存在者は、その「普遍的に立法する意志」によって普遍的法則を立法する。そして、「法則はその普遍的な妥当性に従って目的を規定する」(Gr., S. 56)。そこで、「さまざまな理性的存在者の共通の法則による体系的結合」(ibid.)が国と呼ばれるのであるから、「普遍的に立法する意志」に基づいて、さまざまな理性的存在者の共通の法則による諸目的の体系的結合、即ち「目的の国」(Reich der Zwecke)が導かれる。そして、ここでは諸目的は、理性的存在者の個人的差異や私目的(Priatzwecke)ではなく、「目的自体としての理性的存在者と各人が自身自身に指定してよい独自の目的(eigene Zwecke)」(Gr., S. 57)である。理性的存在者が目的自体として目的と見做されるのは、目的を指定する主体として、即ち「すべての可能な目的の主体そのもの」として、あらゆる行為において常に同時に目的と見做されなければならないからである。そして、「各人が自身自身に指定してよい独自の目的」は私目的と区別され、目的自体としての理性的存在者(普遍的に立法する意志)に制約された目的(実質)と考えられる。そして、その限り、「目的自体である主体の目的はその表象が私に充分な作用を及ぼすべきなら、またそれだけ私の目的であり得る」(Gr., S. 33)のである。すると、カントは、「目的の国」において独自の目的をもったさまざまな理性的存在者について語るのだから、人格の個性を認めたいうえで、そのようなさまざまな理性的存在者が各自の独自の目的を実現する国

を「目的の国」と考えているのである。そして、他の人格のもつ独自の目的は、また私の目的でもあり得ると語られていることにおいて、「目的の国」では、独自の目的をもつ個性的人格が相互に認められつつ、共通の法則による体系的結合が語られているのである。

こうして、カントにおいて、理性的存在者は、「普遍的に立法する意志」によって道徳法則の主体であるが故に人格として特徴づけられる。それ故、その「普遍的に立法する意志」に注目すれば、すべての理性的存在者は人格として普遍的で無差別である。しかし、その立法する意志による道徳法則は行為の格率のみを命令し、行為そのものを命令するのではない。従って、法則によって制約された格率に基づいて、具体的に行為することにおいては、各々の人格に自由な余地が残されている。そこで、各々の人格は、このような格率(義務)に基づいてその独自の目的を実現することにおいて個性的人格であり得ると言える。従って、カントの人格概念は、人格の個性を排除しないと、言える。カントは、人格が何に基づいて人格であるかということの問題にし、人格の個性については表立って問題にしていない。しかしながら、我々の検討が示すように、カントの人格概念は、人格の個性を排除しないのである。否、むしろ、人格性によって切開かれた人格概念によって始めて、真の個性が語られるのである。

注

- (1) 拙論「カントにおける『道徳性の最高原理としての意志の自律』」(九州大学哲学会「哲学論文集」第十七輯)参照。
- (2) M. Scheier: Der Formalismus in der Ethik und die materiale Werethik, Ges. W. Bd. 2, FRANCKE VERLAG, S. 370f.
- (3) Vgl., M. Scheier, 同掲書。S. 372, 504.
- (4) 和辻哲郎:『和辻哲郎全集』第九卷「人格と人類性」三八六一—三八七頁参照。
- (5) I. Kant: Grundlegung zur Metaphysik der Sitten, Philosophische Bibliothek Band 41. 以下「Gr.」と略記。
- 以下「K. d. p. V.」と略記。尚、『基礎づけ』は、善意志の概念を含む義務概念を分析し、そこから道徳法則を導き出す。従って、道徳法則の客観的実在性を確認するために超越論的演繹を必要とする。それに対し、『実践理性批判』は、道徳法則の意識が「理性の事実」であると語ることに於いて、一挙に法則の客観的実在性に達し、演繹を必要としない。それ故、論述の仕方は、前者が分析的であるのに対し、後者が総合的である。しかしながら、道徳法則の主体としての人格概念に関しては、両者

とも異ならぬ。

- (6) Vgl., K. d. p. V., S. 51.
- (7) Vgl., Gr., S. 54, 56.
- (8) Vgl., K. d. p. V., S. 28.
- (9) これらの命法は、普遍的立法が語られていることにおいて同一である。尚、法則は、我々が感性的に触発される有限な理性的存在者であるが故に、命令となる。
- (10) Vgl., M. Scheier, 同掲書。S. 101, 101Anm.
- (11) 「普遍的に立法する意志」については拙論(同)参照。
- (12) Vgl., Gr., S. 42. I. Kant: Metaphysik der Sitten, P. B. B. 42. 以下「M. d. S.」と略記。尚、『道徳形而上学』『徳論の形而上学的基礎』は、『基礎づけ』『実践理性批判』でなされた義務の原理についての考察に基づいて、個々の義務の分析をしている。従って、個々の義務の考察については、この著作が豊富な内容を与えてくれる。
- (13) Vgl., M. d. S., S. 234, 235, 300.
- (14) 「義務は法則に対する尊敬に基づく行為の必然性である」(Gr., S. 18)
- (15) Vgl., M. d. S., S. 235.

(本学大学院博士課程・倫理学)